

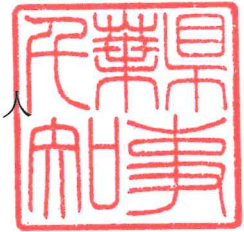
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 神奈川県相模原市緑区久保沢三丁目15番1号

氏 名 株式会社 末徳
代表取締役 城山 勇

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊 谷 俊 人



許可の年月日 令和6年3月29日

許可の有効年月日 令和11年3月28日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く）、イ 紙くず、ウ 木くず、エ 繊維くず、オ ゴムくず、カ 金属くず（自動車等破砕物を除く）、キ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く）、ク がれき類
（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2. 許可の条件

な し

3. 許可の更新又は変更の状況

平成31年3月29日 新規許可
令和6年3月29日 更新許可・変更届（役員変更）

4. 積替え許可の有無 有・無

（積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

5. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有・無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

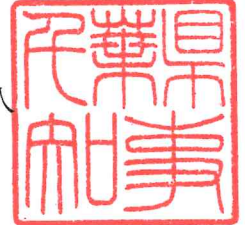
神奈川県相模原市緑区久保沢三丁目15番1号
株式会社 末徳
代表取締役 城山 勇

令和6年1月22日付けで申請のあった産業廃棄物収集運搬業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の規定により下記のとおり許可する。

令和6年3月26日

千葉県知事 熊谷 俊人

記



1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 廃棄物の種類

ア 廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く）、イ 紙くず、ウ 木くず、エ 繊維くず、オ ゴムくず、カ 金属くず（自動車等破砕物を除く）、キ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く）、ク がれき類
（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

※「石綿含有産業廃棄物を含む」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

※「水銀使用製品産業廃棄物を含む」、「水銀含有ばいじん等を含む」の記載のない種類については、それぞれ水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を収集・運搬できない。

2 許可の有効期間

令和6年3月29日から令和11年3月28日まで

3 許可の条件

なし

4 注意事項

(1) 許可証は、事務所又は事業所内の公衆の見やすい場所に掲示しておくこと。

(2) 許可証を亡失又はき損したときは、直ちに届け出ること。

(教 示)

1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、環境大臣に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、千葉県を被告として（訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。